



NEWS LETTER



NO
30

発行者 NPO法人消費者ネットおかやま 〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316

FAX: 086-230-1317

Eメール: shounet@okayama.coop

ホームページ: <http://okayama-con.net>

消費生活サポーター講座が終了。33会場924名が受講し、サポーターとして宣言。

岡山県から委託されて3年目となりましたが、2014年度は33会場で924名が受講し、累計で2200名を超える消費生活サポーターを養成しました。受講した方から、「インターネットのトラブルで、講座で聞いた番号にかけ、相談したところ後日お金が返ってきた。」「カニが送られてきたが、学んだ通り対応できた」などの声も寄せられています。



2015年度からは、消費生活サポーターが地域の中で、高齢者などの消費者被害に対する見守り役として、また地域見守りネットワークの一員として関わることができるように、消費生活サポーター講座の実践的な内容が予定されています。

機能性表示食品についてガイドラインが出され、4月からスタート。

機能性表示はこれまで特定保健用食品、栄養機能食品に限られていましたが、規制改革会議の検討を踏まえ、新たに機能性表示食品が届け出制により表示できる制度が4月からスタートすることになりました。

国は安全性や機能性に関する調査は行わず、科学的根拠は企業責任で届出によって可能となります。

ガイドラインの前文でも「なお、本制度は、食品関連事業者の責任において、科学的根拠を基に機能性を表示するという、従前の機能性表示制度とは全く異なる考え方に基づく制度であること」が記載されています。

容器包装への表示について、○機能性関与成分名、1日摂取目安量、1日摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量、摂取上の注意、医薬品を服用している者は医師・薬剤師に相談した上で摂取すべき旨 ○安全性、有効性について国による評価を受けたものでない旨 ○疾病の診断、治療、予防を目的としたものでない旨 等が求められており、表示を見ただけでは正しく理解できない可能性があります。私たち消費者は、情報を収集し判断できるように消費者力を高めていくことが、ますます大切になります。

商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制の緩和に反対します。

経済産業省及び農林水産省は、今年1月23日に商品先物取引法施行規則の一部を改正し、商品先物取引について、不招請勧誘の禁止規制を緩和しました。消費者ネットおかやまでは、昨年4月に両省に対して、反対のパブリックコメントを提出していましたが、今回緩和されることになりました。例外として年齢や一定の年収、資産、顧客の理解度の確認など盛り込まれていますが、これらの確認は電話であったり、訪問勧誘行為の中で行われ、結果として無制限に許容するものとなり、過去の深刻な消費者被害から法律が禁止した不招請勧誘が骨抜きになる可能性があり、消費者保護の点から反対します。

申入れ活動について

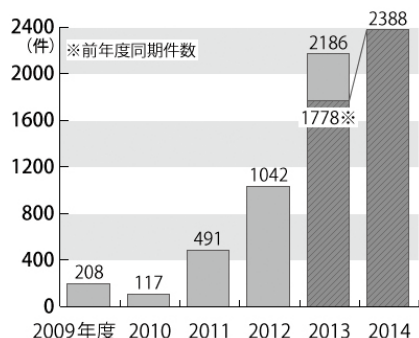
中国電力が料金制度の改定にむけて国に約款の変更届出を行いました。

昨年消費者ネットおかやまから申入れを行っていた件で、中国電力から「現在とられている早遅取料金制度について、制度の分かり易さなどの観点から、遅延利息制度への見直しについて検討に着手しており、国とも協議を進めているところです。」との回答が寄せられていましたが、今年の2月に国に約款変更の届け出を行ったことの連絡がありました。システム等の変更に時間がかかることから、実施時期は、平成29年4月分以降の料金から適用となりますが、改善をして頂けることになりました。

医療費などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません!! 「お金が返ってくるのでATMへ行くように」は詐欺です。 国民生活センターより

市役所等の自治体や、税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、「医療費の還付金の手続きをする」「税金の還付金がある」などと言って、スーパーやコンビニなどのATMに誘導し、お金を振り込ませようとする不審な電話に関する相談が増加しています。医療費などの還付金がATMで支払われることは絶対にありません。「お金が返ってくるので、携帯電話を持ってATMへ行くように」と言われたら、還付金詐欺です。このような不審な電話があっても、相手の説明をうのみにせず、すぐに警察や消費生活センター等に相談してください。

↓ 還付金詐欺に関する相談件数



■最近の相談事例

【事例1】「医療費の還付金がある」と言われ、コンビニのATMで約100万円を振り込んだ

自宅に市の福祉事務所を名乗って電話があり、「医療費の還付金のはがきを送っているが、届いていないか。12月末で締め切りになっている」と言われた。「届いていない」と答え、「こちらで受け付けている。近くのコンビニに出かけて、ATMの前から指定の電話番号へ連絡するように」と指示された。コンビニで指定の電話番号に連絡し、指示されるがままにATMを操作したが、出てきた明細を見ると約100万円を振り込んだことになっており、不審に思った。自宅で待機するように言

われていたので、自宅に帰って待ったが連絡がない。(2015年1月受付、当事者:東海地方、60歳代、男性)

【事例2】「医療費の払い戻し金がある」と言われ、スーパーのATMで約50万円を振り込んだ

市役所職員と名乗る者から「医療費の払い戻し金の通知を送ったが届いているか」と電話があった。覚えがないので「届いていない」と答え、「払い戻し金の受取り期日は今日までなので、県の社会保険事務所に電話をするように。その際はあなたの登録番号の〇〇〇〇〇〇(6桁の数字)を伝えるように」と言われた。すぐに、その電話で教えてもらった社会保険事務所の電話番号にかけて登録番号を告げたところ、「今から携帯電話と通帳、キャッシュカードを持ってATMへ行くように。近くのATMはどこか」と言われたので、「いつも利用しているスーパーのATMへ行く」と伝えて電話を切った。スーパーのATMに着くと、携帯電話を通じてATMの操作方法を指示され、それに従い画面のボタンを押した。「早く、早く」とせかされ、どのようにしたか覚えていないが、約50万円(登録番号として教えられた6桁の数字と同じ額)を振り込んだしまった。(2015年1月受付、当事者:山陰地方、70歳代、女性)

携帯電話をかけながらATMを操作している高齢者の方を見かけたら 一声かけてあげましょう。 警察庁からの還付金詐欺に関する注意喚起(警察庁)

還付金詐欺の手口

税務署、社会保険庁、区役所などの職員を名乗る者から電話がかかってきて、「税金の返還金(又は医療費の還付金)があるが、以前通知を出したのに返信がないので電話をした」などと、いきなり電話をかけたのではないことを強調し、信用させようとします。その後、「今日中に手続きをしなければ、期限が切れてしまいます」などと言って焦らせた後、「手続きをするのでキャッシュカードと携帯電話を持ってATMに行ってください」「ATMについたら受け取り方法を説明しますのでこちらの番号に電話してください」と言ってATMに向かわせます。そして、ATMの前にいる被害者と携帯電話で連絡をとり、「これから振り込みを行いますので【お振り込み】ボタンを押してください」「今からいうお客様番号を入力してください」などと言ってATMを操作させ、お金をだましとります。

最近の傾向

還付金等詐欺は、機械の操作に不慣れな高齢者を狙った卑劣な犯罪で、「銀行のATMは混みますのでコンビニのATMに行ってください」「無人ATMの方がずいいて、早く手続きができます」などと言って、ATM管理者等の注意が行き届きにくい場所を指定しています。



つながりあって、地域の見守りを

「つながりあって、地域の見守りを」を全体テーマとして、消費者団体と消費者庁とで実行委員会をつくり、フォーラムを開催し、当日は200名近い参加者で学び交流しました。

消費者庁板東長官より、消費者行政の動向として相談件数の増加、高齢者の消費者被害の状況にふれ、課題として、地域社会の対応力を高めること。そのために予算を増やし自治体での対応や法整備を進めている。高齢者の消費者被害が増えている中、地域での見守りが必要となっており、「地域の見守りネットワーク」を拡げていく必要があること、食品表示法はH27年より施行される。景品表示法の改正では、不当表示を地方でも監視できるようにすることや企業の管理体制の強化、課徴金制度を導入すること。消費者安全法はガイドラインを整備しパブコメの募集を行っている。



消費者が合理的な力を身に着けていくことが重要であること、行政・消費者団体など様々な分野の人と連携、協同しながらすすめることなど話されました。

行政報告として「自立した消費者の育成のために」をテーマに徳島県消費者情報センターから、身近で気軽な相談のコンビニ化をめざし地域人材の育成の施策を重視していること、消費者大学の開催によるリーダーの養成

やくらしのサポーターの養成を行いその後の活動につなげていること、四国大学との協定を結び、消費者教育の取り組みを進めていることについて、報告されました。

団体等からの活動報告

「自治体・商工会と連携した買い物・見守り支援」 ヤマト運輸株式会社高知主管支店

宅配サービスの流れや見守り支援の取り組みの事例、対面時にけがやしゃべり方、金額を確認するなど一定の基準に基づいて、様子を確認していることや不審者の報告などの取り組みが報告されました。

『地域つながりセンター』創立について 生活協同組合しまね

行政や社協、様々な団体があつまった地域つながりセンターを拠点に、地域ケア連携推進フォーラムの開催など学習や交流、おたがいさまの取り組みについて、報告されました。

「見守り活動について」生活協同組合とくしま生協

徳島県と高齢者等の見守り活動に関する協定を締結し取り組みを進めていること、日々の業務を通じ「少し変だな」の気付きを発信していることなど報告されました。

地域でともに支えあう「消費者の安全安心」

寸劇「もしもし、市役所医療保険課のサギ川です」

香川県消費者団体連絡協議会 たかまつ笑団連から、還付詐欺の実際の事例を高齢者、詐欺グループ、金融機関などに分かれて、寸劇で手口を紹介されました。

分散会での交流

講演や事例報告を踏まえて「これから高齢者の見守り活動、消費者教育にできること」について交流し、地域でのネットワークの構築や様々な団体との連携、消費者教育について重点となることなど活発に意見交換されました。今回は初めて民間企業の参加もあり、様々な消費者団体や事業者も含めて連携して取り組みを進めていくことの重要性について、学ぶことができました。



～あふれる健康食品、 サプリメントの実態と私たちの食生活～

健康志向ブームにより、多種多様な“いわゆる健康食品”が私たち消費者の周りに氾濫しており、またテレビや広告などでの宣伝が行われています。健康食品は本当に効くのか、薬と一緒に飲んでも大丈夫なのか。機能性表示食品についても届け出制にむけた準備が行われており、私たちは、健康被害に遭わないために、健康食品の正しい理解をし、食生活のあるべき姿を学び、対応していくことができる賢い消費者をめざしていきます。

日時 2015年6月6日(土)

会場 岡山県 県立図書館 多目的ホール

募集 先着 100名 参加費 無料

14:30 開会

14:35 健康食品等相談事例、被害について 県消費生活センター

14:50 講演 榎尾 幸子先生

元中国学園大学現代生活学部人間栄養学科准教授

「あふれる健康食品、サプリメントの実態と私たちの食生活」

16:30 終了 閉会

ホームページからお申込みできます。 <http://okayama-con.net/>



2015年4月16日

会員 各位

特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正 (公印省略)

第8回通常総会開催について

日頃より当ネットの活動にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

NPO 法人消費者ネットおかやまは、定款第22条により、第8回通常総会を下記の要領にて開催いたします。万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2015年6月6日(土) 13時00分～13時45分

2. 場 所 岡山県立図書館 多目的ホール

3. 総会の主たる審議事項

第1号議案 2014年度事業報告承認の件 第2号議案 2014年度決算承認の件

報告事項 2015年度事業計画 2015年度収支予算

* 定款第20条により、事業報告・収支決算は総会議決事項に、事業計画・収支予算は、定款29条により、理事会議決事項となっています。

第3号議案 役員選任の件 第4号議案 定款一部変更 第5号議案 議案決議効力発生に関する件

4. 総会の参加申込みについて

①総会は表決権のある個人・団体正会員によって構成されますが、正会員外の方もオブザーバーとして参加できます。

②参加申込みは、本議案書に同封の申込書にお名前等ご記入の上、5月28日(木)までに返信用封筒(同封)にてご投函ください。

③正会員で書面出席の場合は、書面議決書を 委任出席の場合は、委任状を申込み書と同様に「投函」ください

5. 役員選任について

2014年度第6回理事会にて、個人正会員の定数を理事9名、監事1名とすることを決定しました。役員候補者の推薦(自薦含む)は、5月8日(金)17時までに、所定の用紙にてお申込み下さい。なお役員選任議案として第7回理事会にて議決します。